

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、下記の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2)株主を含む様々なステークホルダーと適切に協働します。
- (3)非財務情報を含む会社情報を適切に開示し、経営の透明性を確保します。
- (4)取締役会は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、役割および責務を適切に果たします。
- (5)株主との建設的な対話を促進し、株主の声を経営に活かします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4】

当社の現状において、定時株主総会における議決権総数に対する議決権行使の比率は90%以上あり、株主構成における海外投資家の比率は0.1%未満であることから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については実施しておりませんが、今後の株主の議決権行使における利便性や海外投資家の比率等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2】

現在の当社の株主構成において、海外投資家の比率は0.1%未満であることから、英語での情報の開示・提供については、当面実施いたしません。

#### 【補充原則4-1-3】

当社は、2018年6月に執行役員制度を導入し、次期経営幹部の育成を図っております。代表取締役社長等の具体的な後継者計画やその運用については、指名・報酬委員会等で審議を行うとともに、取締役会において引き続き議論を深めてまいります。

#### 【補充原則4-3-3】

当社は、代表取締役社長を解任する場合、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会で決議する手続としておりますが、代表取締役社長を解任する場合の具体的な評価基準等は設定していないことから、今後、指名・報酬委員会等を活用し、取締役会において議論を深めてまいります。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期3ヵ年計画の目標とする経営指標として、営業収益、売上高、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)等を重視し、収益力・資本効率等の観点から経営判断を行っております。今後は、自社の資本コストを的確に把握した上で、設備投資等を行う場合の経営判断に活かしてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

##### (1)政策保有に関する方針

営業取引や不動産取引、金融取引に係る取引先との協力関係の維持・強化など、事業戦略上の重要性を総合的に勘案し、当社の企業価値を高めることにつながると考えられる企業の株式を保有いたします。

当社における企業価値向上の観点から、保有目的や経済合理性について取締役会で定期的に検証しながら、効果が乏しいと判断される銘柄については、株価動向やその他事業上の影響を勘案しながら売却を進めてまいります。

##### (2)政策保有株式に係る議決権行使基準

投資先企業の持続的な成長と企業価値向上、株主に対する適切な利益還元等の視点から、議案の賛否を総合的に判断し議決権を行使いたします。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等関連当事者間取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき、当該取引について事前に取締役会の承認を得るとともに、取引後遅滞なく、当該取引の結果を取締役に報告しております。また、当該取引条件は、一般的な取引と同様に決定しており、法令の定めに基づき、有価証券報告書等で開示しております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、「企業年金の運用に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき年金運用を行っております。年金資産の運用状況については、年金資産を管理する担当部署が運用受託機関から定期的に報告を受け、運用受託機関との対話を通じて評価・モニタリングを行うとともに、年に1回、企業年金の運用状況等について取締役会に報告しております。人事面では、年金資産を管理する担当部署には財務などに関する十分な業務経験や知識を有する役員、社員を配置しております。なお、当社の年金資産は信託銀行等の合同口で運用しており、運用対象銘柄の選定や議決権行使の指図は出来ないことから、当社と受益者との利益相反は適切に管理されております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

1. 企業理念等や経営戦略、経営計画

(1) 企業理念等

当社グループは、以下の企業理念を実現するために、すべての役員と従業員が「顧客価値を創造する」ことを使命として、事業活動を行っております。

ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。

すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主演」として自発的に活き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。

ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

また、当社グループは、すべての役員と従業員が遵守すべき綱領として「企業行動憲章」を定め、当社ホームページに開示しております。

(2) 経営戦略、経営計画

当社グループは、2019年3月期を初年度とする中期3か年計画を策定し、2022年の創業100周年に向けて「笑顔あふれる食品スーパーマーケットを極め、東海地区No.1の誇れる企業を目指す」というビジョン実現に向けて、

カスタマーファーストの深化

従業員が成長し、活躍できる環境・仕組整備

持続的な成長を支える基盤整備

を中期3か年計画の経営方針に掲げ、

店舗の大幅収益拡大

店舗の生産性向上

本部の生産性向上

を主要テーマとして構造改革に取り組んでまいります。また、結果を出すための環境整備として、

コンプライアンスの徹底

人材育成・人事制度改革

コミュニケーション改革

取締役会の少人数化と執行役員制度の導入

を実施してまいります。

なお、中長期的な目標とする連結経営指標は、収益性および資本効率の観点から売上高営業利益率2%以上および自己資本当期純利益率(ROE)8%以上としております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。なお、当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指してまいります。

3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内昇格の取締役・監査役候補者の指名については、本人のこれまでの実績、貢献度、人格、上司・部下・社外からの信頼度、当社の今後の成長・発展に貢献できる人材であることなどを総合的に判断し、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、最終的に取締役会で決定しております。

社外取締役・社外監査役の指名については、豊富な経験、専門知識、幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有する候補者の中から当社にとって最もふさわしい人材を総合的に判断し、社外監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、最終的に取締役会で決定しております。

なお、取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会から取締役会に候補者を答申する手続を経た上で、取締役会に付議しております。

また、解任については、会社業績等の評価を踏まえ、代表取締役社長など経営陣幹部としての機能を発揮していないと認められる場合は、指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会で決議することとしております。なお、取締役・監査役を解任する場合は、会社法等の定めに従って行います。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役会において、取締役・監査役候補者個々の指名理由を明らかにした上で、候補者を決定しております。

また、株主総会参考書類に取締役・監査役候補者全員の選任理由を記載しております。なお、代表取締役社長など経営陣幹部を解任する場合には、その理由を適時開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、法令に準拠して「取締役会規程」において取締役会での決議・報告事項を定めております。また、取締役会で決議される以外の事項については、業務執行会議で決議される事項の他、「組織管理規程」および「業務分掌規程」ならびに「職務権限規程」に基づき、各取締役の担当職務の範囲と権限を定めております。また、業務執行取締役による原則として毎週1回定例のウィークリーミーティングを開催し、経営課題に対する取組方針や具体的施策について迅速な意思決定を行っております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は定款において、取締役の員数は12名以内、監査役は4名以内と定めており、現在の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。

現在の取締役および監査役は、スーパーマーケット事業に精通し、現場での豊富な経験と知識を持ったプロパー役員に加え、金融機関出身者、一般事業会社の役員経験者、公認会計士など高い見識と専門性を有する方々で構成しております。

取締役会は、社内・社外のバランスや多様性にも配慮しながら、高い見識、能力、豊富な経験と専門性を有するメンバーで構成され、適正な規模で活発な議論を行うことができる体制を構築するという観点から、取締役・監査役候補者の人選等を行っております。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外監査役1名が他の上場会社の社外監査役を兼務しておりますが、その他の取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任しておらず、全員がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる体制になっております。また、取締役・監査役の重要な兼職の状況については、事業報告等で開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会の実効性評価についてアンケート形式で各取締役・監査役の自己評価・分析を実施し、その結果、当社の取締役会は活発に議論が行われ、全体として実効性が確保されていると評価しております。実効性向上に向けた今後の課題として、取締役会の運営をより効率化するための付議議案の絞り込み、および中長期的な経営戦略に関する議論の活発化に取り組んでまいります。また、2018年6月13日より執行役員制度を導入し、取締役会を少人数化することによって、意思決定の迅速化および監督機能の強化を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役・監査役として必要な法的知識、今後の事業戦略を立案する上で必要な情報や知識を習得するために、各取締役・監査役に適合した社外講習会や各種セミナーの機会を提供・斡旋し、その費用の支援を行っております。社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業内容や会社方針等を説明するとともに、就任後は現場における営業活動の実態を理解していただくために、店舗や物流センター等の現場視察を随時実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家に対し、透明性および公平性を基本に、適宜、適切な情報提供を行うという方針に基づき、株主と真摯に向き合いながら建設的な対話を行ってまいります。総合企画室担当取締役が広報・IRを統括し、総合企画室が責任部署となり、株主・投資家からの問い合わせ、面談の申し込みに対応いたします。また、面談においては、必要に応じて代表取締役社長、総合企画室担当取締役等、経営トップ層が対応いたします。面談内容・結果は、必要に応じて取締役、関係部署等にフィードバックし、経営に活かしてまいります。なお、株主・投資家等との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは「サイレント期間」として、取材等を制限いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社なかの	2,127,260	10.41
ヤマナカ共栄会	2,087,931	10.22
株式会社三菱UFJ銀行	962,044	4.71
株式会社みずほ銀行	888,534	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	815,900	3.99
セコム損害保険株式会社	599,294	2.93
第一生命保険株式会社	559,600	2.73
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.52
株式会社名古屋銀行	459,294	2.24
ダイナパック株式会社	435,600	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

特にありません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田雅樹	他の会社の出身者													
丹羽真清	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

吉田雅樹	名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉学校長	吉田雅樹氏は、名古屋青果株式会社において取締役副社長等を歴任し、青果物の卸売事業に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。
丹羽真清	デザイナーフーズ株式会社顧問	丹羽真清氏は、デリカフーズホールディングス株式会社において代表取締役社長等を歴任し、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役・監査役の指名、取締役の報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として設置しております。  
当委員会は、取締役会の決議によって選任された社外取締役1名、社内取締役2名の3名で構成し、社外取締役が委員長を務めております。また、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については監査役会が監査の方針、監査計画等を定め、各監査役は監査役会が定めた監査役監査実施基準に準拠して、情報収集および監査の環境整備に努めております。  
また、監査役は効率的な監査を行うため、監査役専任スタッフ1名を配置し、監査役職務を補助させる体制を整備するとともに、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる体制を整備しております。  
さらに、監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
笠松栄治	公認会計士														
横井陽子	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松栄治		税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外監査役	笠松栄治氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。
横井陽子		横井公認会計士事務所長 栄監査法人代表社員	横井陽子氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
--	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、豊富な経験および専門知識と幅広い見識を有するとともに、当社との関係においても独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員の資格を充たす社外取締役2名と社外監査役2名のすべてを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2016年6月開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)および当社子会社の代表取締役を対象に、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大を図ることを目的として、「株式給付信託」を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年3月期の取締役4名の報酬総額は、101百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である「業績連動型株式報酬制度」から構成されております。基本報酬は、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役員毎の職責に応じて定めることを基本とし、短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いおよび各取締役の業績に対する貢献度・成果を每期評価して定めることを基本としております。

業績連動型株式報酬制度は、役員およびあらかじめ定められた中期3カ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して每期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を交付し、一定割合については金銭で給付することとしております。なお、業務執行を行わない社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ならびに社外監査役へのサポートは取締役会の事務局である総合企画室が行っており、取締役会に付議される議案については、資料を配付するとともに事前説明を行っております。

また、重要会議のスケジュール調整を事前に行うことで社外役員の出席率を高め、透明性および客観性のある有効な会議になるよう努めております。

さらに、社外役員に対しては、就任前に当社の事業内容や会社方針等を説明するとともに、就任後は現場における営業活動の実態を理解していただくために、店舗や物流センター等の現場視察を随時実施しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小出長徳	顧問	豊富な経験と知見に基づく経営全般および人材育成に関するアドバイス	非常勤、報酬有	2010/6/16	2年(更新有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

### その他の事項

- ・上記「社長等退任日」は、代表取締役会長の退任日を記載しております。
- ・当社は取締役会の決議により、顧問を委嘱しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しており、取締役会と監査役会という企業統治の基礎となる基本設計のほか、以下の各種会議体を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### < 取締役会 >

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営に関する基本方針のほか法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項について意思決定をするほか、相互に取締役の職務執行を監督しております。取締役の任期は、責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応することを目的に、1年としております。

なお、現任取締役5名のうち2名が社外取締役であります。

当社は、2018年6月、取締役会の少人数化による経営の意思決定の迅速化および監督機能の強化と業務執行に対する責任と権限の明確化による経営計画の実行体制の強化を目的に執行役員制度を導入しております。

#### < ウィークリーミーティング >

ウィークリーミーティングは、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図るため、業務執行取締役により原則として毎週1回定例で開催され、経営課題に対する取組方針や具体的施策について実質的な議論および意思決定を行っております。

#### < 業務執行会議 >

業務執行会議は、業務執行取締役および取締役会にて選任された執行役員にて構成され、原則として毎月2回開催しております。取締役会およびウィークリーミーティングにおいて決定された経営方針・経営戦略・中長期経営計画・年度事業計画に基づく具体的施策および進捗状況、その他経営に関する重要事項について審議、決議または報告を行っております。

#### < 監査役会 >

監査役会は、原則として毎月1回開催し、年度監査計画に基づき取締役会などの重要会議への出席、社内の重要書類の閲覧などにより取締役の業務執行について監査を行っております。

また、業務執行取締役との意見交換会や内部監査室および会計監査人との打ち合わせを定期的で開催し、経営方針や監査上の重要事項について情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

なお、現任監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

#### < 指名・報酬委員会 >

指名・報酬委員会は、取締役・監査役の指名、取締役の報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として設置しております。

なお、委員会は取締役会の決議によって選任された社外取締役1名と社内取締役2名の合計3名で構成し、社外取締役が委員長を務めております。また、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

#### < コンプライアンス・リスク管理委員会 >

コンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施しております。

また、当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定しております。

なお、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会は、原則として合同で開催し、代表取締役社長が委員長を務め、連結子会社3社の各代表取締役も出席しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役による迅速かつ確かな意思決定が行える体制と同時に業務執行状況を各取締役が相互に監督する現状の体制が適切であると考え、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模としております。

また、当社の社外取締役2名および社外監査役2名は、いずれも当社との間に特別の利害関係はなく、豊かな経験と知識を有する者であり、社外役員のみによる会合を定期的で開催し意思の疎通と情報の共有を図るとともに、当社経営陣から独立した立場で取締役会等の重要会議に出席し、取締役が業務執行の決定・報告を行うことを促しております。以上の理由から経営の透明性向上と客観性確保が可能となる現状の体制が適切であると判断し、当該体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が株主総会の議案を十分に審議していただけるよう、招集通知は株主総会日の21日前に発送しております。また、招集通知の発送日前日に当社ホームページにて早期開示しております。
その他	株主総会は映像機器を用いて事業報告のビジュアル化を実施しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は、株主・投資家に対し、透明性および公平性を基本に、適宜、適切な情報提供を行うという方針に基づき、株主と真摯に向き合いながら建設的な対話を行ってまいります。</p> <p>総合企画室担当取締役が広報・IRを統括し、総合企画室が責任部署となり、株主・投資家からの問い合わせ、面談の申し込みに対応いたします。また、面談においては、必要に応じて代表取締役社長、総合企画室担当取締役等、経営トップ層が対応いたします。</p> <p>面談内容・結果は、必要に応じて取締役、関係部署等にフィードバックし、経営に活かしてまいります。</p> <p>なお、株主・投資家等との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは「サイレント期間」として、取材等を制限いたします。</p>	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、年次・中間報告書、株主総会招集通知・決議通知、社会・環境報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、総合企画室が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「企業理念」および当社グループのすべての役員ならびに従業員が遵守すべき綱領として「企業行動憲章」を定め、当社ホームページに開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、地球環境への配慮を「企業行動憲章」に掲げ、地球温暖化防止と資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組んでおります。また2010年度より「社会・環境報告書」を発行し、社会的活動及び環境活動の内容をステークホルダーの皆様に対して、わかりやすくお伝えしております。</p> <p>なお、「社会・環境報告書」は当社ホームページに掲載しております。</p>

その他

「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、当社は従業員の仕事生活の調和を図り、長く働くことができる職場環境の整備と、働く意欲の向上に取り組むことで、男女問わずその能力を發揮できるように、次のとおり行動計画を策定し公表しております。

1. 計画期間

2018年4月1日から2021年3月31日(3年間)

2. 当社の課題

- 1) 仕事と育児や介護との両立できる環境が周知されていない。
- 2) 女性の平均勤続年数が男性に比べて短い。(男性21.1年、女性15.1年)
- 3) 女性の正社員比率が低く、意欲と能力がある女性が活躍できる場が限定されている。

3. 目標と取り組み内容、実施時期

目標1:結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の理由による離職を防ぐため、両立支援制度の利用を促進し、女性の平均勤続年数を17年以上とする。

< 取り組み内容 >

2018年 4月 ~ 社内規程や制度の周知のためリーフレット作成、配布  
7月 ~ 介護セミナー実施

期間中 従業員面談の実施と把握  
育児、介護等休業者へのケアと復職後のフォロー

目標2:非正社員(パートナー、嘱託社員)からの正社員登用者を年度で5名以上とする。

< 取り組み内容 >

2018年 4月 ~ キャリアマップの整備と社内告知  
パートナー、嘱託社員への研修実施

9月 ~ 正社員登用試験の実施

2019年 3月 ~ 正社員登用と勉強会実施

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が名古屋証券取引所に開示しております「内部統制システム構築の基本方針」の内容は以下のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
  - (2) 代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
  - (3) 社外取締役を継続して選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
  - (4) 当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
  - (2) 情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
  - (3) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。
  - (2) 事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
  - (3) 緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画(BCP)を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
  - (2) 当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
  - (3) 執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
  - (4) 当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。
5. 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
  - (2) グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
  - (3) グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
  - (4) 当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
  - (2) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
  - (3) 当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得たうえで決定する。
7. 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
  - (2) 当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
  - (3) 当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査役に報告する。
  - (4) 当社の内部監査室およびコンプライアンス室等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項
  - (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- (2) 監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- (3) 監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

#### 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

#### 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- (1) 当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (2) これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらない。」と宣言しております。また愛知県企業防衛対策協議会並びに暴力追放愛知県民会議に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集を行うと同時に、警察、暴追センターとの連携に努めております。さらに社内においては、暴力追放愛知県民会議の担当官による「不当要求防止責任者講習」を管理職中心に実施して、平素から自衛措置を整えております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

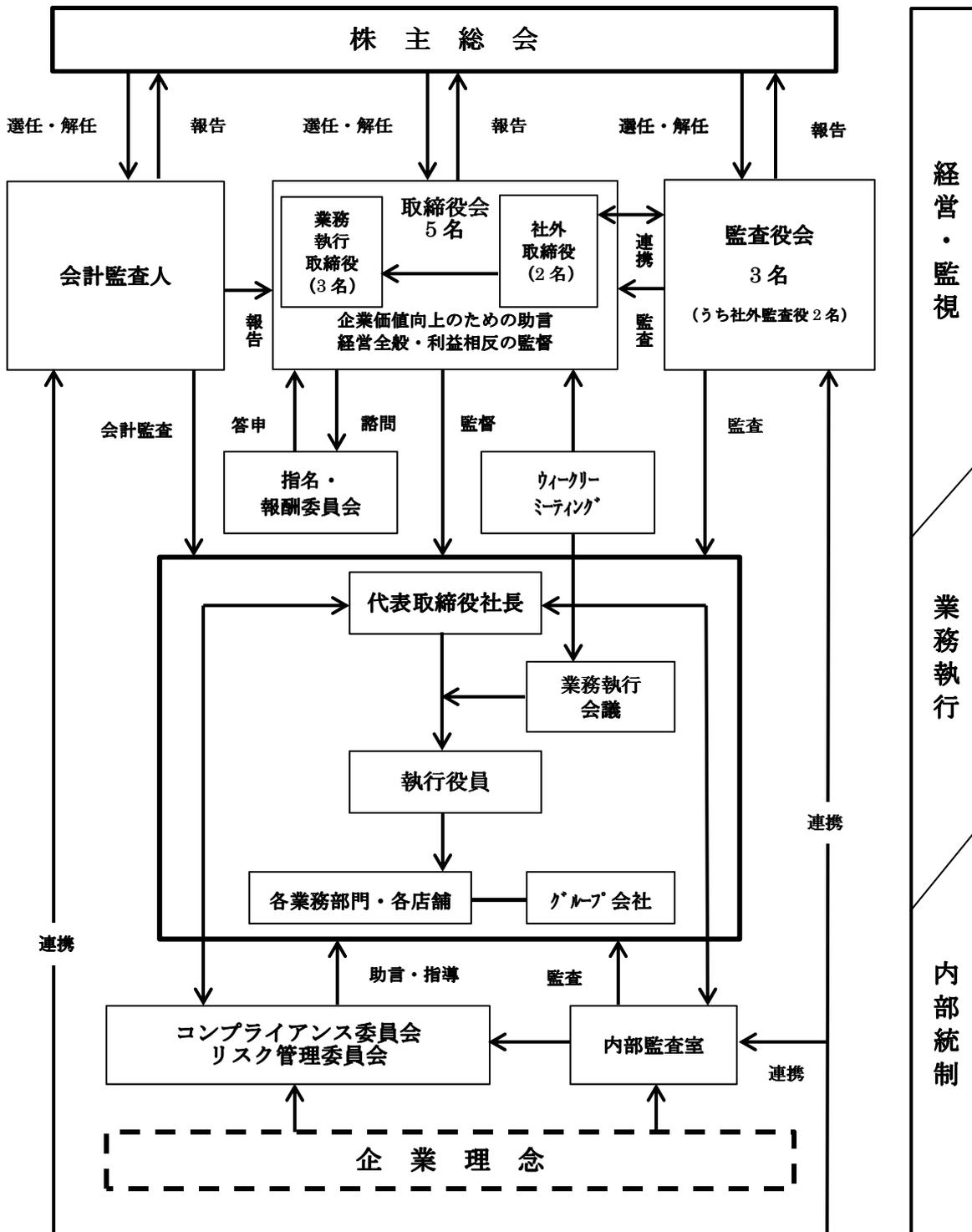
#### 1. 適時開示の基本方針

当社は、企業行動憲章において「当社の定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する」と明文化するとともに、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を網羅的に収集し、適時開示規則およびその他の関連諸法令等を遵守しつつ、公正かつ適時・適切な情報開示を行います。

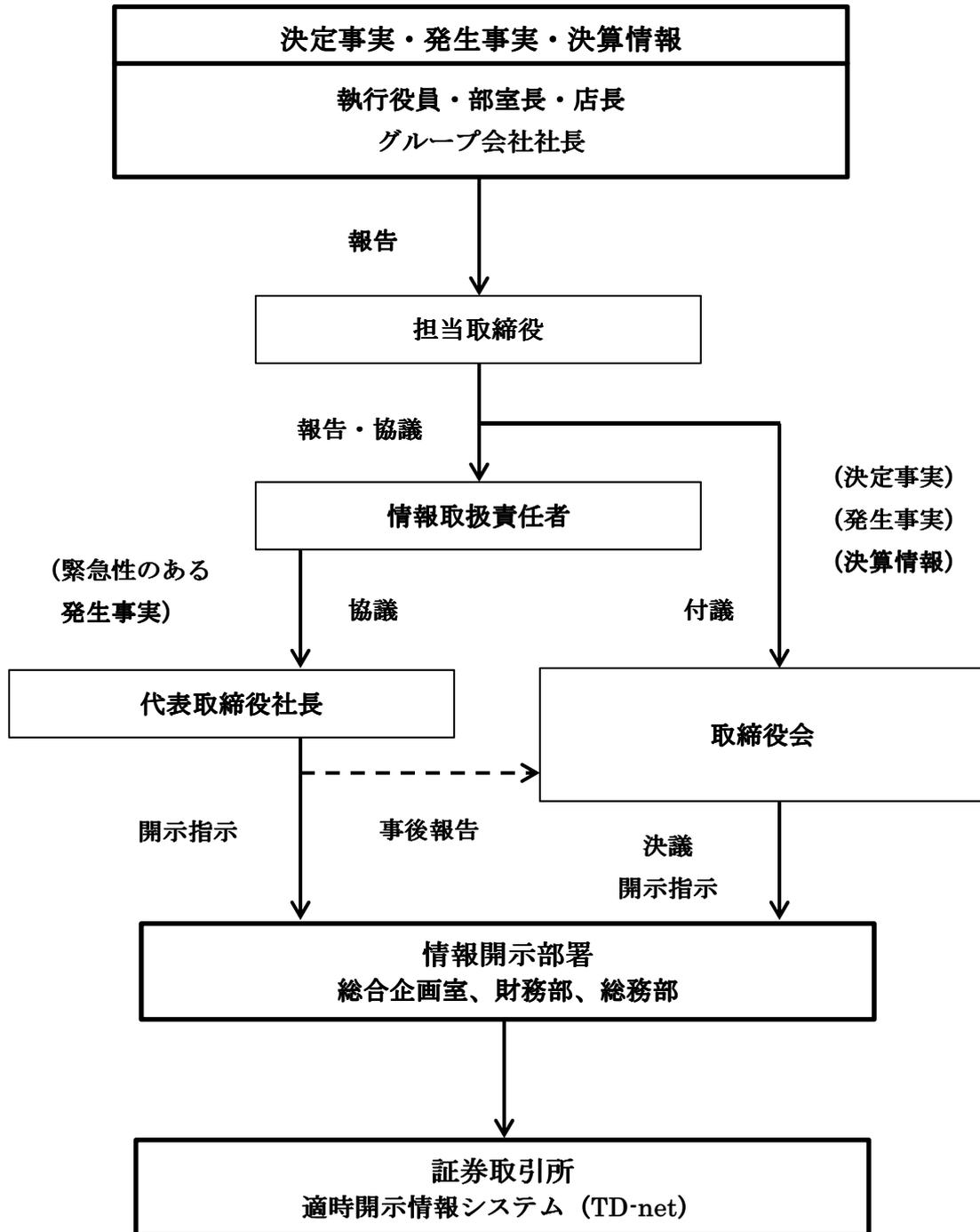
#### 2. 適時開示に係る社内体制

当社は、決定事実、発生事実および決算情報については取締役会において決議後、速やかに適時情報開示システム(TDnet)を通じて情報開示を行っております。但し、発生事実の中で緊急性が認められる場合は、代表取締役社長と情報取扱責任者の協議で開示判断を実施し、より迅速な情報開示に努めております。

# 会社の機関・内部統制の関係 ガバナンス体制の模式図



【適時開示の社内体制図】



開示後、当社ウェブサイトにおいても速やかに公開する